

# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

## ○ H28. 4 予算執行調査の開始

## ○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔  
(けいはん)



交付対象となっていた水田  
(畦畔はない)

## ○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
    - ① 湛水設備(畦畔等)を有しない農地
    - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映(H29. 4月1日付け政策統括官通知)

## ○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4~R8)に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

## 交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

### 1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

### 2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
  - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
  - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

## 5年水張りルール具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

# 水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病害虫の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病害虫被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病害虫、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

## ○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

### ・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病害虫研究会報（1993）

### ・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

### ・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

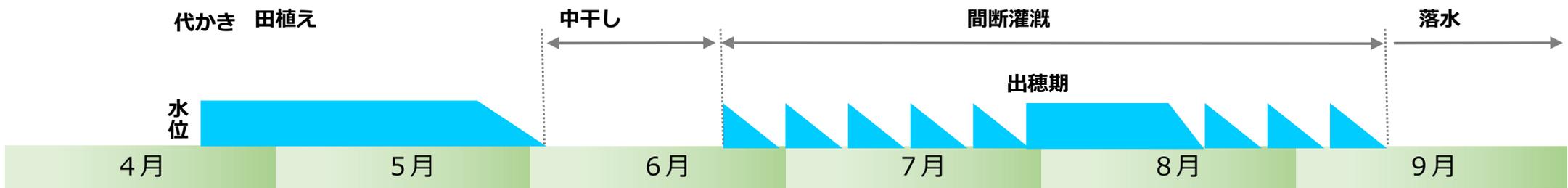
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

### ・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

## ○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

【令和5年7月14日時点】

## 令和5年産 水田活用予算に係るQ & A

- ・ 水田活用の直接支払交付金（R5当初）
- ・ 畑地化促進事業（R4補正）

1. このQ & Aは現時点における方針・考え方を整理したものです。
2. 当省においては、このQ & Aを含め、可能な限り早期の情報提供に努めてまいりますので、今後変更等があり得ることも前提にしつつ適宜、地域段階や現場段階への説明や推進活動を始めていただきたいと思います。

令和5年7月  
農産局企画課水田農業対策室

	問	答
3-1	一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であれば湛水していると認めるのか。	<p>1 水田機能の確認方法は、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としています。その上で</p> <p>① 湛水管理を1か月以上行い、</p> <p>② 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できれば、水張りを行ったとみなすこととしています。</p> <p>2 このうち、水張りの期間については、天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上とすることとしています。</p> <p>3 なお、1か月以上としているのは、既往の研究結果により、1～4か月程度の湛水状態で病害虫密度の低減効果（連作障害の軽減効果）が発揮されるとされていることに加え、水稲作付けが可能な状態であることを客観的に示す最低限の期間として、1か月以上という期間を設定しているところです。</p>
3-2	湛水状態における水深等の詳細な基準はないのか。	<p>具体的な湛水の基準はありませんが、水張りは、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としていることから、水稲作付けの場合と同等の湛水管理を行っていただくことが基本です。</p>

	問	答
3-3	水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方いかん。	<p>1 水張り時期に具体的な時期の指定はありません。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと思います。</p> <p>2 たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認してください。</p> <p>3 また、水田機能の確認は、従来どおり地域農業再生協議会において行っていただきます（必要に応じて、地方農政局等が指導・助言を行います）。確認の時期については、令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施してください。</p>
3-4	令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。	<p>①令和4年度に水張りを行って以降、令和5年度から令和9年度まで水張りを行わなかった農地については、令和10年度以降は交付対象水田としない</p> <p>②同様に令和5年度に水張りを行って以降、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地については、令和11年度以降は交付対象水田としないといった整理になります。</p>

	問	答
3-5	連作障害による収量低下が発生していないことの確認方法についての考え方がいかに。	<p>毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に当該ほ場において、</p> <p>①過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等</p> <p>②過去5年間の収量と、近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較</p> <p>により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認いただきたいと考えています。</p> <p>(収量は、客観的に確認できる書類により確認してください。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認してください。)</p>
3-6	災害復旧に関連する事業が実施されている場合は、交付対象水田から除外されないとのことだが、災害発生以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いがいかに。	<p>1 基本的に災害発生から災害復旧事業完了までの間は、物理的に水稲作付が困難であることが想定されますので、災害復旧に係る特例が適用されます。これには東日本大震災に関連する原子力災害によって営農再開できない農地等も含まれます。</p> <p>2 一方、農業者個人や地域としての判断で、水稲作付に必要な用水路等の復旧を行わないことを選択している場合もありますので、その場合はケース毎に判断をしていくこととなります。</p>
3-7	5年水張りルールについて、水稲生産に係る育苗ハウスの設置されているほ場（交付対象水田）は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。	育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は、5年間に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除かれることとなります。

	問	答
3-8	育苗ハウスのある交付対象水田を、作物が作付けされた他の交付対象水田と合筆したうえで、作物作付け部分のみに水張りを行った場合、合筆後の交付対象水田全体で水張りを行ったものとみなすことは可能か。	交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認することとなります。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。
3-9	飼料作物のうち牧草について、ほ場の一部のみをは種（草地更新）する場合の扱いいかん。	<p>1 播種を行った面積は3.5万/10a、それ以外については1万円/10aとなります。</p> <p>2 なお、牧草については、営農計画書提出時には種を行う農地を農業者が申告するとともに、作付面積の確認と併せて、は種記録によりは種の実施状況を確認することとします。</p> <p>3 その際、地域の普及組織や種苗会社等が指導する適正は種量に基づき、ほ場全体には種（草地更新）する場合以外は、実際のは種量と適正は種量を基に、は種面積（3.5万円/10aの対象面積）を算出することとなります。</p>